



表紙 鏡の前の青いドレス  
 アンリ・マティス画  
 解説は21ページ  
 題字デザイン・桑山弥三郎  
 カット・林美紀子

もくじ

邦楽の保存の問題……………吉川英史 4

文化財建造物の修理と規矩術……………上田虎介 6

〔報告〕

インカ、マヤの遺跡のなかで飛鳥の石造物に逢う  
 ——昭和54年度文部省在外研究員雑記——  
 ……………猪熊兼勝 8

〔随想〕

美術館雑感……………内山 正 11

---

文化庁ニュース

昭和55年度文化庁派遣芸術家在外研修員を決定  
 ——日本画家・松井和弘氏ら33名——……………13

昭和55年度(第35回)芸術祭の開催計画決まる……………15

日本芸術院部長選挙について……………18

昭和55年度都道府県宗教法人  
 事務主管課長会議開催さる……………19

昭和55年度宗教法人実務研修会の開催……………19

昭和55年度包括宗教法人等  
 管理者研究協議会の開催……………20

公益信託小山富士夫記念賞基金の設定について……………20

〈新設法人紹介〉  
 社団法人東池坊……………20

文化庁企画・提供「美をもとめて」8月の放送予定……………21

---

祭礼歳時記シリーズ ④

8月の祭り……………榎本由喜雄 22

我が県の文化行政

格差の是正を図る沖縄県の文化行政……………上間正恒 24

海外文化行政事情シリーズ ①〔CDI報告書から〕

アメリカ文化行政の背景……………松野 精 27

著作権シリーズ(14)

著作権の制限——教育目的のための利用——……………29

国立劇場ニュース……………31

# 邦楽の保存の問題



吉川 英史

(文化財保護審議会  
第四専門調査会専門委員)



先般、義太夫節保存会が重要無形文化財の総合指定を受けたが、これは邦楽の文化行政上画期的なことである。

すでに、雅楽・文楽・能楽・歌舞伎、および沖繩の組踊は、それぞれに設けられた規準に合致した人を選んで団体を組織し、重要無形文化財の総合指定を受けているが、これらはすべて演劇としての指定であった。少なくとも演劇を中心とする総合芸術に対する指定であった。これに対し、今回の義太夫節の指定は、音楽に対する指定なのである。したがって、邦楽の総合指定の第一号なのである。

元来、義太夫節は人形浄瑠璃という演劇の中の音楽として発展してきたものであった。それ故、人形と義太夫浄瑠璃とを総合した「人形浄瑠璃文楽座員」という団体がまず指定されたのは当然であった。また、義太夫劇の多くは、

の文化遺産よりも、俺の創造の方が貴重だ。」という人間は、焚書した秦の始皇帝にも等しい文化の敵・文化の独裁者といふべきであろう。

ベートーヴェンの独創的といわれる音楽も、ミケランジェロの独創的な美術も、ドイッ音楽、イタリア美術の文化遺産を全面的に廃棄して創り上げられたのではない。芸術遺産を継承しながら、しかも自己の独創を加えた結果生まれたものである。

新しい創造のためにも、その芸術的跳躍台が立派でなければならぬ、しっかりとしたものでなければならぬ。新しい品種を作り出すために芸術的接ぎ木を欲するならば、その苗木となる古い文化遺産が、できるだけ健全でなければならぬ。永い歴史と伝統を持つ邦楽の諸種目が、なるべく多く健全に保存されていることは、新しい音楽の創造のためにも必要なことである。

## ◆どの邦楽を保存すべきか

近年、尺八楽はブームといわれるほど隆盛になった。外国人にも大変な魅力を感じる者が多い。しかし、もしも戦前に、邦楽の保存委員会を音楽評論家で構成し、邦楽の諸種目の中で、何を残し、何を切り捨てるべきかを論じたならば、果たして尺八楽は残されたであろうか？ 自他共に日本の音楽評論家の第一人者をもって任じた人の口から、「尺八はさっぱり分らない。」という言葉を聞いた。

歌舞伎に取り入れられたので、歌舞伎にも義太夫節の演奏者が加わることになり、それを「竹本」と呼ぶようになったので、伝統歌舞伎保存会会員」が総合指定を受けた時には、その竹本からも会員が選ばれて加入したのである。今回の「義太夫節保存会」には、文楽や歌舞伎で総合指定を受けなかった義太夫演奏家から選ばれた人が加入したわけである。結果的には女流が多いが、男性も加入しているし、東京以外の地方人もいる。決して東京に事務所を持つ社団法人義太夫協会の看板の塗り替えではない。

## ◆指定と保存の意義

さて、義太夫節保存会の総合指定を機会に、邦楽の保存や指定の意義について考えてみたい。元来、邦楽というような「生きもの」の保存は、美術品のように博物館に入れて保存するの

このことは、邦楽の良し悪しや将来性を簡単に片付けては危険であることを物語るものである。要するに、なるべく多くの種類を残しておくかねばならないのである。しかし、この保存とか、その保存のための助成ということ、法律に従って「総合指定」をすることの間には、若干の重大な相違がある。つまり、「総合指定」をされたものは、伝統を守るべき義務が生じ、自由勝手な、無軌道な改革は許されなくなる。

義太夫離れや、雅楽離れは許されない。前衛義太夫や前衛雅楽は総合指定の対象ではない。もしも、そのようなものを主な活動にしたい人は、他の点でいかに適格であっても、総合指定の団体には加えられないであろう。また、この総合指定の団体に加わっている人の演奏曲目が、伝統的なものでない場合には、それはその団体から離れた活動としてのみ許されるであろう。具体的・現実的な問題では、入場税の減免が関係してくると思う。したがって、現代邦楽といわれる種類のものは、今の法律の中では総合指定は困難である。新しい運動は、別な意味での援助がなされねばならない。

## ◆総合指定の受け入れ態勢

邦楽を見回したところ、早く保存の手を差し伸べなければ危ぶまれるものとしては、常磐津うた沢、一弦琴、二弦琴、平曲、などがある。しかし、一弦琴以下は総合指定の対象としては、

とは違うのである。結局、正しく伝承されなければ保存とは言えない。ところが、その伝承には、教える人と習う人が必要である。その教習がピアノの稽古のように盛んであれば問題は無いし、民謡のように簡単であれば心配はいらない。ところが、「笑い三年、泣き八年」という言葉が象徴しているように、複雑で年期を要する義太夫節の後継者を育てることは、容易なことではない。そこで、どうしても何らかの助成が必要になる。総合指定の意義はそこにある。

## ◆なぜ保存せねばならないか

「良いものは残り、悪いものは、悪いからすたれるのである。自然にまかせておけばよい。」———というのは、無責任な放任主義である。音楽の場合でも、「悪貨が良貨を駆逐する」ことさえある。少なくとも、通俗で、手取り早いものが、洗練されたむずかしいものを駆逐する例は多い。歌謡曲・演歌の類の異常な流行と、常磐津や清元の危機的衰退を対照すれば、このことはすくに分かるはずである。

しかし、一方において、音楽のような芸術は、創造や発展が大切なのであって、保存などということは、意味がないという極論を聞くことがある。長い年月と、多くの人の叡智とエネルギーを費やして造り上げた貴重な文化遺産を廃棄して、新しがりやの個性の強い人間の独創的な活動にだけまかせてよいものであろうか!! 「過去

少し手遅れであって、いまま少し何らかの方法で演奏人口がふえてからということになる。さしずめ、常磐津が最も可能性があり、適格である。河東節・一中節にくらべて、歌舞伎や舞踊会での需要が多いという点からも、常磐津を何とかすべきである。

しかし、総合指定の受け入れ態勢ということも問題である。流派内部で人間的な対立などがあつては、一本化した団体構成がむずかしいから、総合指定はおあずけということになる。また、余りに活動が衰微してしまっているような種目や流派も対象にはできない。倒産寸前の会社には、銀行が貸付けを断ると同じである。

以上の条件が揃えば、常磐津・清元・琵琶・一中・河東・うた沢……と、総合指定を受けることが望ましい。

## ◆邦楽保存の前提条件としての楽器

邦楽の保存を人間の面から問題にしてきたのであるが、実際は、楽器なしには邦楽の保存はあり得ない。ところがその楽器の資材の危機は、石油危機より切迫している。三味線の猫皮や犬皮は需要に追いつかない。棹の材料である紅木はインドからの輸入品、花梨はタイからの輸入品であるが、両国の政府は伐採制限、輸出制限を始めたという。安価で、しかも良質な代替材料を急いで開発しなければ、邦楽の保存も発展もあつたものではない。

### 編集後記

○文化というものは無から生じないといわれる。現在に受け継がれている文化は、人々の生活から生まれ、長い年月の中で育まれ磨かれて今日に至っているものである。このような伝統文化を大切に保存・伝承していくところに、我々の心や生活を豊かにする新しい文化が創造されるのであろう。

○本年四月、重要無形文化財に邦楽としては初めて義太夫節が指定された。義太夫節は、もともと人形浄瑠璃のために作られた代表的な語りもの音楽であるが、我が国音楽史上きわめて重要なものとされている。吉川英史氏にこの指定の意義などを解説していただいた。

○また同時に、文化財保存技術に選定された規矩術(近世期建)は、文化財建造物の保存上最も基本的な技術として不可欠なものである。この保持者に認定された上田虎介氏に感想などを述べていただいた。

### 広告の問合せ・申込み先

株式会社 ぎょうせい 営業課  
TEL: 〇三(三)二六八二(四二)代表

### 「文化庁月報」七月号

(通巻第一四二号)  
昭和55年7月25日印刷・発行

### 編集文化庁

〒100 東京都千代田区がらぎ3丁目2番2号  
発行所 株式会社 ぎょうせい

本社 千原東京都中央区銀座7丁目4番15号

営業所 千原東京都新宿区西五軒町52番地

電話 〇三(三)二六八二(四二)代表

振替口座 東京 九一六一番

印刷所 発行政学会印刷所

年間購読料 二、一六〇円(送料共)  
定価 一八〇円(送料二九円)